

だい じ 第3次

がいようばん
概要版

ぜんつうじしちいきふくしけいかく 善通寺市地域福祉計画



ちいき ささ あ
地域で支え合い、
だれ ひと あんしん
誰もがその人らしく安心して
く
暮らせるまちづくり

ち いき ふく し と は 地 域 福 祉 と は

「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域住民の困りごとを地域課題として把握し、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。

つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近で関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

れいわ ねん がつ
令和2(2020)年3月

ぜんつうじし
善通寺市

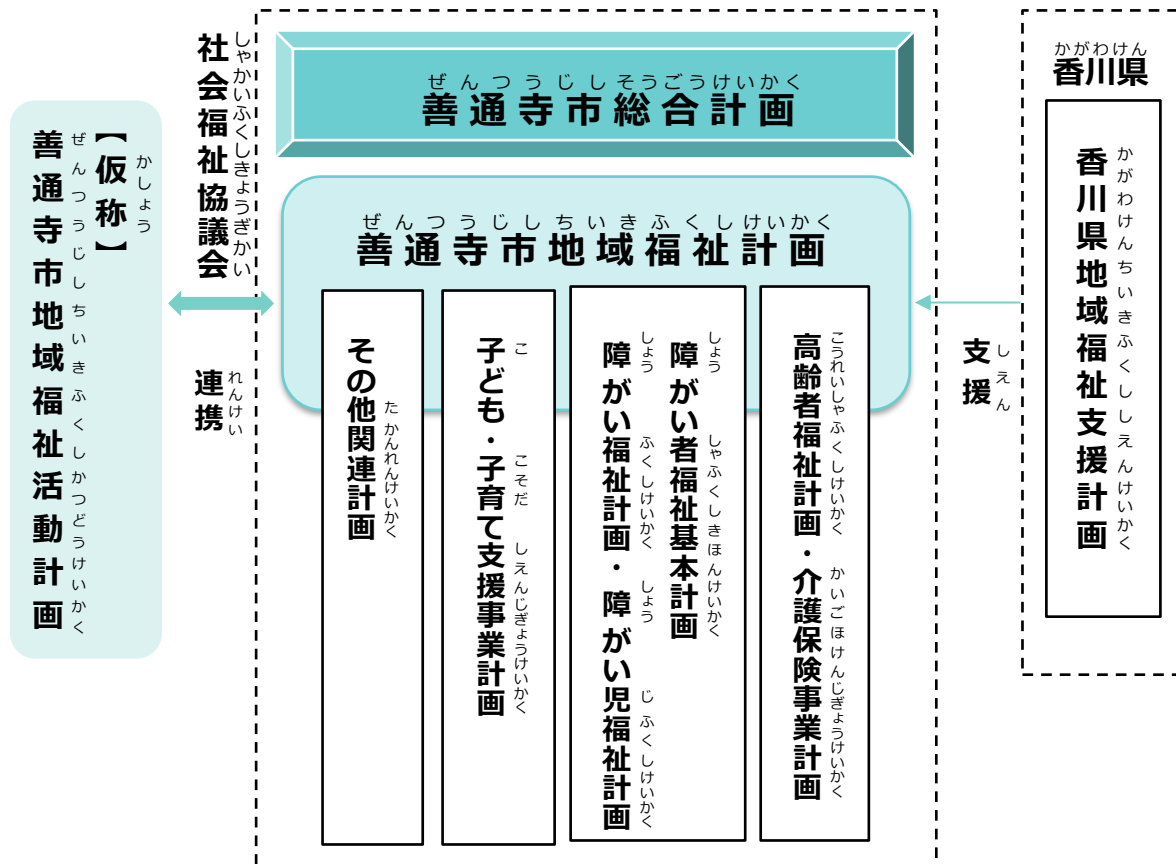
策 定 の 趣 旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、善通寺市社会福祉協議会と連携し、平成27年3月に「第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。このたび、令和元年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「第3次善通寺市地域福祉計画」を策定しました。

計 画 の 期 間

計画期間は令和2年度を初年度とし、目標年次を令和6年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

計 画 の 位 置 づ け



ちいき ささ あ だれ ひと あんしん く
地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり

第5次善通寺市総合計画では、善通寺市の将来像として「住みたい・住みつづけたい まち 善通寺 ～人をつなぎ 世代をつなぐ 地域力～」を掲げ、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指しています。

本計画は、市や社会福祉協議会、地域、市民が一体となって支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことで、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、第2次計画に引き続き「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げます。

施

策

体

系

図

基本目標

施策の方針

I 地域住民を中心とした
小地域福祉活動の活性化
(地域の支え合いの強化)

1. ご近所（自治会）での支え合いの推進(★)
2. 地域の見守り体制の強化
3. 地域の福祉活動の充実
4. 地域福祉の拠点づくり(★)

II 地域福祉活動推進の
ネットワークの場づくり
官民協働の重層的な地域福祉
ネットワークの構築

1. 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
2. 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
3. 地域福祉コーディネート機能を担う人材づくり
4. 多業種多職種種のネットワーク化

基本目標

施策の方針

Ⅲ 福祉の文化や意識を育む地域 づくり、福祉活動の担い手 (共感者、参加者)づくり

1. 福祉教育の充実
2. 地域福祉の担い手・リーダーの育成(★)
3. 様々な年代が活動できる環境づくり

Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた 基盤整備

1. 福祉サービスの利用のしやすさと
福祉サービスの質の向上
2. 総合相談、生活支援の体制づくり
3. 地域包括ケア体制の充実
4. 包括的な支援体制の基盤整備(★)
5. 生活困窮者の自立支援
6. 権利擁護の推進
7. 防災活動の推進(★)

★印は計画の重点施策となっています。

自殺対策基本計画

I 令和6年までに自殺者数を0人に します

1. ネットワークの構築
2. 自殺予防に関係のある事業や活動
3. ゲートキーパーの普及・啓発
4. 相談支援体制の充実

1 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化（地域の支え合いの強化）

施策

(1) 近所(自治会)での支え合いの推進

(2) 地域の見守り体制の強化

(3) 地域の福祉活動の充実

(4) 地域福祉の拠点づくり

市民一人ひとりが できること

- 身近な人とのあいさつや、声を掛け合う関係をつくりましょう。
- 自治会や老人クラブ等の活動に参加しましょう。
- 隣近所等で見守りが必要な人を把握し、気にかけるようにしましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという「お互い様」の意識をもちましょう。
- できる範囲で、主体的に地域の活動に参加しましょう。
- 公民館や自治会集会場を積極的に利用しましょう。

地域の組織や 団体、事業者 ができること

- 地域の人と交流できる機会をつくり、様々な人の参加を促しましょう。
- 地域の活動団体が話し合う場をつくり、地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを進めましょう。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加、協力しましょう。
- 市民がボランティア活動について、学べる機会をつくりましょう。
- 地域の行事やサロン活動など交流の場の周知に協力しましょう。
- 障がい児(者)や認知症の人など、誰もが交流の場に参加できるよう開催方法を工夫しましょう。

市における
取り組み

- 自治会活動における取り組み内容の情報提供を広報誌等で行うなど、自治会活動への参加を促進します。
- 住民同士の支え合い活動の推進に向けて、その支え手となる支援者の養成に取り組みます。
- 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、専門機関と連携し、地区支え合い会議の実施を支援します。
- 善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業を推進していきます。
- 民生委員・児童委員と連携を強化し、情報の共有を深めていきます。
- 自治会への加入率向上のため、啓発活動の強化を行います。
- 公民館の運営形態について、市民の地域福祉活動の拠点として利用できるよう検討します。
- 空き家などを活用し、コミュニティスペース・コワーキングスペースの開設を検討していきます。



施策

- (1) ^{かくけんいき} ^{たんいじちかい} ^{しょうがっこうく} ^{しぜんいき} ^{ちゅうさんけんいき} ^{けんけんいき} ^{じゅうみん} 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、
^{せんもんしよく} ^{とうじしゃ} ^{ふく} 専門職、当事者を含めたネットワークづくり
- (2) ^{かんけいきかん} ^{だんたい} ^{しゃかいふくししせつ} ^{とうじしゃとう} ^{きょうどう} ^{そくしん} 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
- (3) ^{ちいきふくし} ^{きのう} ^{にな} ^{じんざい} 地域福祉コーディネート機能を担う人材づくり
- (4) ^{たぎょうしゆたしよくしゅ} ^か 多業種多職種ネットワーク化

市民一人
ひとりが
できること

- ^{ちいき} ^{いちいん} 地域の一員であるという自覚を持ち、^{ちいき} ^{きかん} 地域にはどのような機関があるのか調べてみましょう。
- ^{ちいき} ^{かだい} ^{かんが} 地域の課題について考えてみましょう。

地域の組織や
団体、事業者
ができること

- ^{こじんじょうほう} ^{はいりょ} ^{じょうほうきょうゆう} ^{つと} 個人情報などプライバシーに配慮しながら情報共有に努めましょう。
- ^{せっきよくてき} ^{ただんたい} ^{かんけいきかん} ^{れんけい} ^{きょうか} 積極的に他団体や関係機関と連携をとり、ネットワークを強化していきましょう。
- ^{かくだんたい} ^{ぎょうせい} ^{しゅさい} ^{かいぎ} ^{けんしゅうかい} ^{せっきよくてき} ^{さんか} ^{かんけいしゃ} 各団体や行政などが主催する会議や研修会などに積極的に参加し、関係者と「顔のみえる」関係を築きましょう。

関係機関にお
ける取り組み

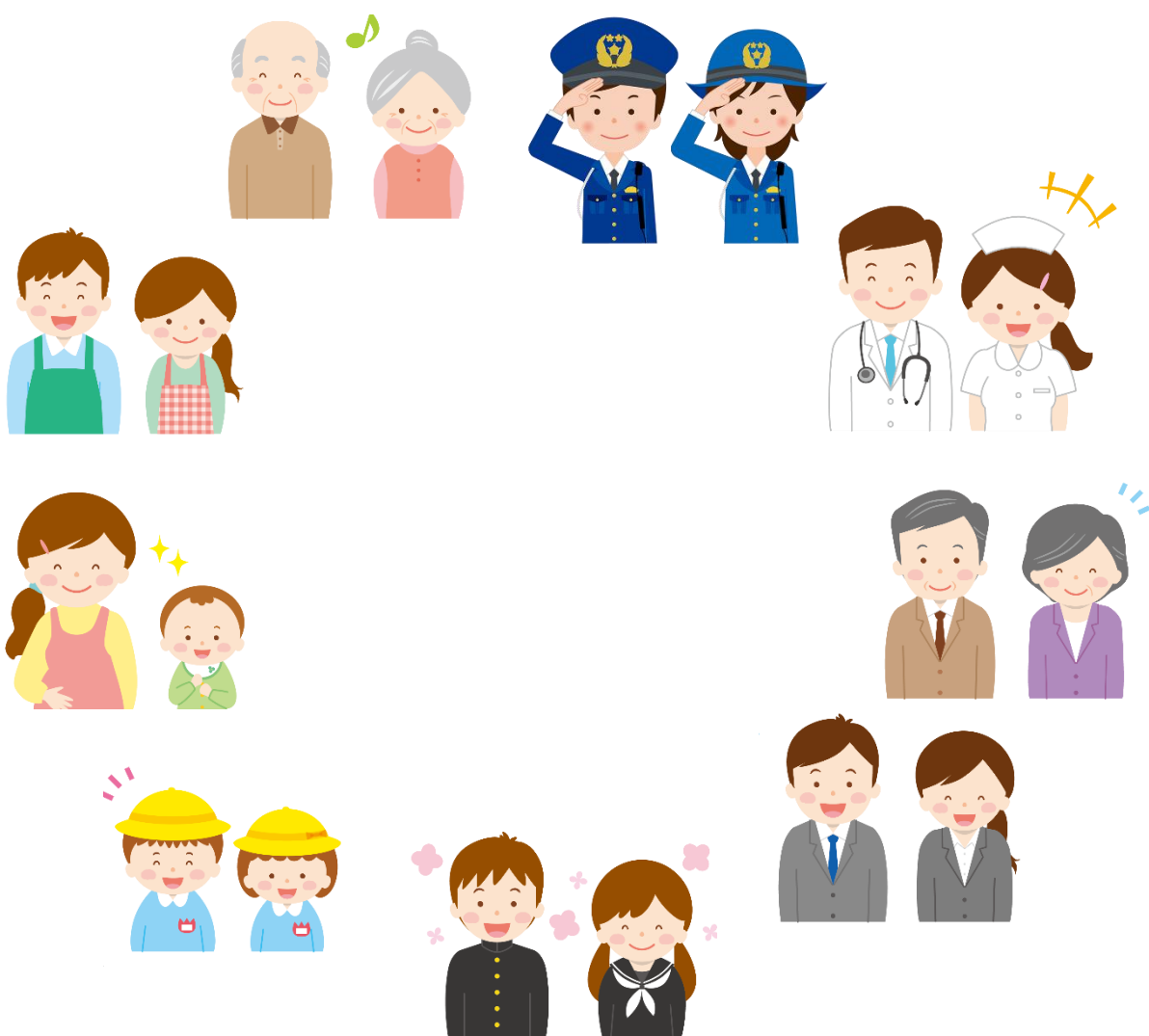
- ^{しみん} ^{さまざま} ^{そうだん} ^{おう} ^{せいかつかだい} ^{ふくしかだい} ^{かいけつ} ^む ^{かくふん} ^や ^{べつ} 市民からの様々な相談に応じ、生活課題や福祉課題の解決に向けて各分野別の
^{きょうどう} ^{あら} ^{ちいきふくししげん} ^{かいはつ} ^{ちいき} ワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークを
^{こうちく} ^{せんもんしよく} ^{せい} ^{かい} ^つ ^{せいかつ} 構築するため、専門職としてのコミュニティ・ソーシャルワーカー※や生活
^{しえん} ^{いくせい} ^{はいち} ^{そくしん} 支援コーディネーターの育成、配置を促進します。

※コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）とは

^{ちいき} ^{せい} ^{かい} ^つ ^{じょう} ^{かだい} ^{かか} ^{ひとびと} ^{せいかつ} ^{けん} ^{にんげんかんけい} ^{かんきょうめん} ^{じゅうし} ^{しえん} 地域において、生活上の課題を抱える人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した支援を
^{おこな} ^{てきせつ} ^{むす} ^{あら} ^{かい} ^{はつ} ^{こう} ^{てき} ^{せい} ^い ^ど ^{ちよう} ^{せい} 行い、適切なサービスに結びつけるとともに、新たなサービスを開発したり公的制度との調整
^{おこな} を行ったりするスタッフのことです。

市における
取り組み

- 個別課題、地域課題の解決、情報共有手法の構築を推進します。
- 地域個別ケア会議を開催し、個別課題解決を支援していきます。
- 中讃西部圏域障害者担当者会議や中讃西部圏域自立支援協議会において、市町間で施策情報の提供や連絡調整を行います。
- コミュニティ・ソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの育成、配置に必要な支援を行います。
- 障がい者について、2市3町で組織する自立支援会議において情報共有に努めていきます。
- 家族介護教室や介護支援専門員連絡会などで消費者被害防止の研修会を開催、被害防止の広報・注意喚起を行い、消費者被害防止を推進していきます。



3 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり

施策

(1)福祉教育の充実

(2)地域福祉の担い手・リーダーの育成

(3)様々な年代が活動できる環境づくり

市民一人ひとりが できること

- 地域福祉に関心を持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。
- ボランティアや担い手の養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
- 自分自身の経験や能力・技術を地域で活かしましょう。

地域の組織や 団体、事業者 ができること

- 福祉の理解を促進する機会を設けましょう。
- 福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めましょう。
- 子どもから高齢者までの多様な世代が参加し、交流できる行事の企画・運営に努めましょう。

関係機関にお ける取り組み

- ボランティアグループやNPO法人の相談に応じ、必要な協力や支援を行います。
- 活動の支援として、ボランティア保険や活動財源の確保について各種助成金の情報等についても相談支援をします。

市における 取り組み

- 認知症や障がい者理解などの福祉のテーマを学校教育、まちづくりの中に取り入れます。
- インスタントシニア体験実施に向けて、教員への研修や教具の借用など必要な支援を行います。
- 各種ボランティア団体への補助金等により支援を行いながら、活動状況を把握していきます。
- 介護予防サポーター養成講座を開催し、地域福祉の担い手を育成します。
- 各種講座の充実を図ります。
- 家族介護教室を開催し、介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得、介護者同士での意見交換やリフレッシュが図られるよう努めます。

施策

- (1) 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上
 (2) 総合相談、生活支援の体制づくり
 (3) 地域包括ケア体制の充実
 (4) 包括的な支援体制の基盤整備
 (5) 生活困窮者の自立支援
 (6) 権利擁護の推進
 (7) 防災活動の推進

市民一人
ひとりが
できること

- 市の福祉や保健等の計画に興味を持ち、どのような施策や支援があるのかを理解しましょう。
- 広報等を利用し、福祉サービスについての情報を収集しましょう。
- ひとりで悩まず、家族や友人、相談窓口等に相談してみましょう。
- 地域で生活のしづらさを抱えている方がいないか気にかけましょう。
- お互いの人権を尊重し、思いやりをもって人と接しましょう。

地域の組織や
団体、事業者
ができること

- 福祉の制度やサービスの情報提供を行いましょう。
- ケースに応じて公的な相談窓口や専門機関に伝えましょう。
- 行政や関係機関と連携し、体制づくりに協力しましょう。
- 高齢者・障がい者・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、速やかに相談機関に通報しましょう。

関係機関にお
ける取り組み

- 関係機関とのネットワークづくり、社会資源との連携や開発などに取り組み、適切な事業運営をしていきます。



市における
取り組み

- ホームページで手当、医療、保育所等の子育て支援情報や、行事についての情報発信をしていきます。
- 認知症ケアパスと在宅医療・介護情報マップの改訂版を作成します。
- 市民や民生委員・児童委員からの相談を受け、相談内容に応じて、情報提供や助言を行ったり、適切な関係機関へつなぐ等の対応に努めていきます。
- 地域福祉に関する相談は、ワンストップ型のサービスを提供できる体制づくりに努めます。
- 地域における見守りをはじめ、精神障がい者等にも対応した地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 関係機関や相談窓口との連携・調整を強化し、総合的に支援を行う体制づくりに努めます。
- 生活保護者の就労支援のため、就労支援員を配置し、ハローワークと連携をとり支援をしていきます。
- 成年後見制度に関する相談支援を一体的に取り組むため、中核機関を設置し、体制強化を図ります。
- 虐待の相談・対応体制の強化を図ります。
- 避難場所の周知や、避難所での合理的配慮に努めます。
- 避難行動要支援者名簿および個別計画を作成し、支援体制の整備に努めます。

じ

自

殺

対

策

基

本

計

画

本市における自殺対策を推進するにあたり、早期発見のための地域づくりや、複合的課題に
 対応するためのネットワークづくり等に取り組むため、『第3次善通寺市地域福祉計画』に「自
 殺対策計画」を盛り込みます。

施
策

(1) ネットワークの構築

(2) 自殺予防に関係のある事業や活動

(3) ゲートキーパーの普及・啓発

(4) 自殺支援体制の充実

市における
取り組み

- 関係者との情報共有を図り、適切な支援方針を導くために、地域の課題
 解決を図る定例会議や事例検討会（ケース会議）等を開催したり、参加し
 たりすることで、支援者や関係者相互間の支援の調整を図ります。
- 自殺予防週間と自殺対策強化月間を推進し、市の広報を通して命を守る
 ための広報活動を行います。
- いじめ・非行・不登校・ひきこもり等に対して、相談・広報等の充実を図
 ります。
- いのちの門番と言われるゲートキーパー※の役割について、広く周知しま
 す。
- 総合的な自殺対策を図るため、悩みや困難を抱えた人が適切な支援にたど
 り着けるよう、行政・医療機関・関係機関が連携し、相談窓口の周知や
 必要に応じて適切な機関へつなげる相談支援の体制づくりを行います。

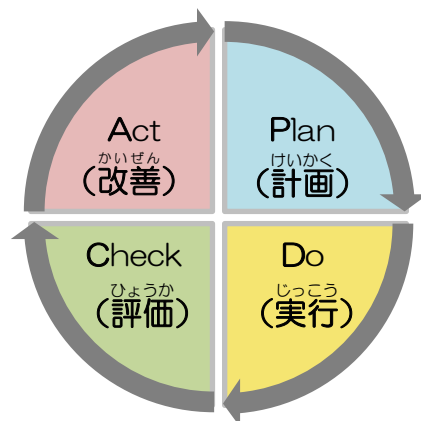
※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。



計 画 の 推 進 に 向 け て

市と関係機関との協働により、計画に基づく施策の進捗
状況や達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見
直しを行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCA
サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組み
の推進に努めます。



第3次善通寺市地域福祉計画 概要版

【令和2(2020)年度～令和6(2024)年度】

発行：善通寺市役所 保健福祉部 社会福祉課

発行年月：令和2年(2020年)3月

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

☎(0877)63-6339 FAX(0877)63-6355

